

第六十五回国会 参議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)
午後一時二十二分開会

委員の異動

三月十九日

津島 文治君

補欠選任
村上 春蔵君

政府委員

通商産業大臣官
房長

高橋 淑郎君

三月二十二日

津島 文治君

補欠選任
山内 一郎君

通商産業省鉱山
局長

赤澤 璋一君

三月二十三日

田淵 哲也君

補欠選任
中村 正雄君

通商産業省鉱山
局長

本田 早苗君

山内 一郎君

補欠選任
矢野 登君

通商産業省鉱山
局長

阿部 茂君

村上 春蔵君

補欠選任
二木 謙吾君

通商産業省鉱山
局長

吉光 久君

近藤英一郎君

補欠選任
亀井 善彰君

通商産業省鉱山
局長

外山 弘君

赤間 文三君

補欠選任
星野 重次君

通商産業省鉱山
局長

菊地 拓君

稲嶺 一郎君

補欠選任
鈴木 省吾君

通商産業省鉱山
局長

中村 正雄君

井川 伊平君

補欠選任
木村 睦男君

通商産業省鉱山
局長

石炭局長

中村 正雄君

補欠選任
田淵 哲也君

通商産業省鉱山
局長

石炭局長

出席者は左のとおり。

委員長

川上 為治君

理事

矢野 登君

委員

亀井 善彰君

木村 睦男君

鈴木 省吾君

二木 謙吾君

星野 重次君

山下 春江君

阿具根 登君

大矢 正君

上林繁次郎君

○委員長(川上為治君) 理事矢野登君が委員を一人辞任されたため理事に一名の欠員を生じておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(川上為治君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川上為治君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川上為治君) 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大矢正君 ただいまの法案に関連をして、特許問題を含むわが国の技術の開発等について、二お尋ねをいたしたいと思存します。

新聞等の報ずるところによりますと、先般IBMがわが国において特許を公開するというようなことが報じられておりました。また、先般日本の大きな企業の一つが、数多くある特許を公開しよ

○委員長(川上為治君) 産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長の報告(川上為治君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、近藤英一郎君、村上春蔵君、赤間文三君、稲嶺一郎君、井川伊平君が委員を辞任され、その補欠として、亀井善彰君、二木謙吾君、星野重次君、鈴木省吾君、木村睦男君が選任されました。

○委員長(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

○委員長の報告(川上為治君) 以上で小委員長の報告は終わりました。

うというような動きもあるようであります。特に電子あるいは機械等の先端技術については、極力これを公開することによって重複した研究開発や投資を避けて、集中的にこの種の技術の進歩と発展をはかっていくことは当面必要なことであらうと私も存するのではありません。よって、従来に引き続いてこの種の法律が提案をされておるものと思うのでありますが、承るところによりますると、通産省としては、特に電子あるいは機械等を中心として業種別に技術の集合体をつくって、集中的に先端技術の開発や研究につとめていくというような動きがあるように聞いておりますが、今日の段階で政府が考えております技術振興の方向、指導、そういうものについて、いま出されております法律以外に、どういふものを当面考えておられるか、この際お答えを願いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) わが国も戦後いよゆる技術革新といわれる時代を通じて主として諸外国から技術導入をいたしまして、今日のところに達したわけでございますが、まだまだ学ばざるばたさんでございますけれども、しかし概して申しまして、これからはわれわれ自身が新しい自分の技術を開発していかなければならない、そういう点に到達した、あるいは到達しつつあるというふうに考えます。したがって、そういう段階において、われわれが、先ほど御指摘もありましたが、われわれ自身の技術開発をしていくためにどういふ体制がいいか。御指摘のように、このことは特許の公開等とも関係があるわけでございますが、そういう体制をとりつつ、他方で、御承知のように在来いよゆる大型プロジェクトと称せられるものが進行いたしております、ただいまの時点で私どもは数個のプロジェクトを、あるものからもうすでに数年、あるものは昭和四十六年度からというふうに関係をいたしつつございます。また、そのうち若干のものは実用段階に入らうといたしております。そのような大型プロジェクト、これは国の持つております技術的な知能及び

民間が持つておりますこのような知能を結合する形で進めてまいっておるものでございますけれども、これを今後とも進めてまいらうということが一つの課題であらうと存じます。また大型プロジェクトを組むというところまで至りませんでも、重要技術につつましまして、その研究の補助金を国として出しまして、そういう研究が進むことを助成をしてまいり、大体こういう体制で今後とも進んでまいりたいと考えております。ただいま新しくそれらのために立法をさらに必要とする分野があるかどうかということでございますけれども、法律による必要だと考える面がございまして、また新しいものを御審議いただきたいと存じます。ただいまのところはこういう体制で進めてまいれるものというふうに考えております。

○大矢正吉 これは先般の委員会でも若干質問として出されたことでありますが、今日の先端技術の集約体ともいふべき電子計算機というのは、今日の技術開発の面では切っても切り離せない問題であらうと存じます。よって、この法律の意図するところも多分にその内容のものが含まれていてと解釈をいたすわけであります。そこで大臣にお尋ねをいたしたいのは、いま物の面におきましても、あるいは金の面におきましても、自由化が積極的に進められておるのであります。電子計算機等については、物自体の面においても、またそれを製作する上においての金の面におきましても、きびしくこれを制限をしているのが事実であります。いつまでも国内の電算機並びにそのメーカーを保護していくということは、国際的にも許されない時期がくるものと思われ、国際的にも、もちろんこの法律のねらいとするところも、将来のそういう事態に備えて提出をされておられることはよく存じておるところであります。ただ私どもが感じますことは、具体的な将来に対する展望ないしは計画、こういうものが形の中で、いずれそのうちにはわが国の電算機における本体、機体それ自身も、またソフトウェアの面におきましても、十分に太刀打ちできるような

な態勢のめどがないということは、自由化を要求する諸外国から非難を受けたいとも限らない問題であらうと思ひます。そこで、一技術の最先端の集合体ともいふべき電算機等に対して、通産省としてどのような方針を持つておられるのか、この際お答えを願いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実はこの問題を、間もなく実施いたさなければなりません第四次の自由化との関連でどう考えるべきかを、私も以前から思い迷つておるところでございますが、背景を申しますと、今日わが国の電算機の保有はおそらく八千台くらいに達したかと考えておりますが、その点で国産化率は五〇%を幾らかこえておるかと思ひます。これはアメリカ以外の諸外国に比べますと、わが国の著しい特色でありまして、そこまですと、わが国は別でございますが、わが国以外にアメリカは別でございますが、ないというふうな状況でございます。今後の世の中の進展を考えてまいりますと、いわゆる情報化時代というものが申されますように、本体でありまして、そのハードウェア、それと切り離せないところのソフトウェアというものは、何とかしてわれわれ自身のものを作動さしていきたいというふうな、私はやはり展望として考えるわけでございまして、アメリカが非常にこの分野におきましては進んでおられて、ことにソフトウェアの分野においてさうございまして、と申しますのは、やはりスタートが早かったというこのほかに、軍事面あるいは宇宙開発の面で国費がふんだんに使えたということ、今日でもさうございしますが、そういうところから人材の開発ということが非常に進んだ、これがやはり今日アメリカがハードウェアでもしかりでございますが、ソフトウェアの分野において特にぬきんでおる一番の理由ではないかと考えます。そういったこと、私もアメリカにどうやって追いついていくかということになるわけでございまして、ハードウェアの分野におきましても実は容易ではございません、こ

とに、第四世代の電子計算機というものがいわれ、またそのための大きなスケールのLSIといつたようなものが開発されてまいりますが、なかなかハードウェアの距離も縮められませんが、ことにソフトウェアの距離は結局教育ということにかかりますので、これを短時間に仕上げてしまふという方法はなかなかございせん、というふうなことをとおいつ考えてまいりますと、小型の電子計算機ならばいいであらうというふうなことは俗にいわれますが、小型、大型の区別は何であるのか、電卓というものならともかくでございますけれども、それを越えた小型、大型の区別はむつかしうございまして、いわんやソフトウェアは切り離せない、こういうことになってまいります。しかも冒頭に申し上げましたように、何とかしてこの分野でわれわれはひとつ独自のものを開発していきたい、こう考えておりますので、さきの国会で通過をお認めいただきまして情報振興事業協会等に関する法律などもそういう目的を持ったものでございまして、そういったことが背景になっておるわけでございまして、したがって自由化に際して、この問題をどう処置するか、それにはやはりライズスケールのインテグレーションも当然密接に関連をしておる問題ではなからうか、こういうことで、政府全体としての意思はもとよりとして、実は私自身も腹をきめかねておるというのが実情でございます。しばらくの間、民間のそういう関連の方々の間に、もう少し議論を詰めていただくことが前提にならうと思つておりまして、それをもうしばらく見たい。なお、第四次というものが一応最終的な資本自由化のプログラムになつておりますが、かりに全部のものが第四次で処置できなかつたときに、あとをどうするかという問題も、そうなりますと関連して起こつてまいらざるでございまして、それらのことをもう少し総合的に考えまして、なおしばらく時間がございまして、最終的に考え方をきめてまいりたい。ただいままだ腹をきめかねておるというのが

率直なところでございます。

○大矢正君 わが国の対外取引の上におきましては、物の面で考えますと、逐年機械類あるいは電子機器等が全体に占める比率の中で上昇をいたしております。そういう情勢が一つあります。技術的な面におけるレベルの問題、あるいはまた需要の内容的な問題、それから機械それ自身が持つ性能上の問題等々から考えてみても、比較にはならないと思いますが、けさの新聞等の報ずるところによりますと、わが国の卓上計算機というものがある。アメリカにおいて非常に向こうに言われると脅威になると、年々売り込みが激しくなっております。アメリカの国内における電子機器、卓上計算機の全体のシェアの中においてもわが国の製品がかなりの地位を占めるような面から、結局ダンピングの疑いありというようなことがあって、わが国自身がこの分野におきましては価格の協定、すなわち安売りをやるための協定をしなきゃならぬ、それに対して通産省も協力をしようではないかというような話の内容が出ておりますが、もとより、繰り返し申し上げますように、技術的な内容、もちろんその機械の持つ性能の問題や使用の限定等において全然これは、まあ異質なものとは申しませんが、かなりの違いのあるものではあります。現にわが国から輸出されるものはそういう事態に立ち至っている。一方わが国は、電子計算機それ自身、本体もそうでありますが、それを製作する上における資本あるいは技術の面においての内容等においては、きびしくこれを制限をしていくというの、今日ではもう情勢的に国内の業界にどういふ希望があり、どういふ置かれた環境があるかはもちろん知らぬわけではありませんが、拒否をしていくわけにはいかなぬのじゃないかというように、国際的な情勢なりわが国の全体をながめた場合における技術の一般的な水準等から考えて、心配をされる面なんでしょうが、いま大臣は電子計算機の本体それ自身がわが国に入ってくるということとあわせて、資本が入って

くるということと両面において、当分いつごろまでは、ある意味において外国と申しましてこれにはIBMでしようけれども、互角とは言えないまでも日本の市場が席巻されることのないような形において開放体制に移行するということに考えられるのか。それは機械それ自身もそうだが、やはり私は金の面において、いわゆる資本の面においての考え方と二つに分けてやはり今日考えていかるべきではないかと思うのでありますが、同時に、あわせて質問をさせていただければ、いまのような大臣の判断で、業界ができる限り早く話し合いをして、みずからがいつごろには自由化に踏み切れるんだという結論を出してくれるのが望ましいというようなことでは、とうてい今日ほかの国を納得させるような根拠には私はならぬと思うので、くどいようであります。やはりある程度の計画を立てて、その計画に向かってそれぞれの技術水準の向上のために、またソフトウェアも含めたそういう技術の開発の面に努力をすべきではないか。その時点になってそれが国際水準にほど遠いものであったとすれば、あらためて計画を練り直し、見直しをするということはいたした方がなかつたことではあったとしても、今日これほど世界貿易の分野において力を持っているわが国が、何ら具体的なものを示さないままにシャットアウトできることは私は思われぬので、重ねてひとつお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一) 最初に、いわゆる電卓といわれるものでございますけれども、わが国でも普通の、大きくない普通のインテグレート・サーキットはすでに利用されておりますので、それを利用いたしましてわが国独自の製品が各社によって開発をされて、まあそれが相当輸出されつつある現状でございます。で、これはいかにも日本人がじょうずにつくくりそうな種類のものでございますだけに、先方の輸入が急増いたしました問題を起こしやういかと考へます。この点は業界でもいろいろ——私どもも注意をいたし独自の考へ方を研究しておるようでありますが、もし

必要でございましたら私も輸出につきまして何かの法的措置を講ずる、これは法律的には可能でございます。そういうことを待つまでもなく業界の体制が自主的にとれることを希望いたしておるわけでございます。それから、いわゆるそれ以外の大きな電子計算機につきまして冒頭に申し上げましたことは、資本の自由化の関連を主として申し上げましたが、商品、品物の自由化につきましても同じような考へ方がやはり通じるものであるというふうに考へておりますので、両面にわたりますして慎重に考へなければならぬ、また、考えつつあるわけでございます。しかしながら、いかに大切なものでありましても、いつまでも無計画にほうっておくわけにはいかぬではないかと言われましますことは仰せのとおりだと思います。まあ私もひとつは他のものと違ひまして幾らか救済的な立場に立つておりますわけで、そのIBMとわが国の国内メーカー、あるいはそのIBMとわが国はむしろIBMとわが国経済全体と申し上げたほうがよろしいのかもしれないが、過去長い間の沿革から、両者がまずじょうずに協調をしておる関係にございまして、飛び抜けて第一のメーカーであるところのIBMから、ただいまおっしゃいますような直接の圧力と申しますか、強い要望と申しますか、というものは比較的にかつてま

かしいことではあります。一体どの時点でどういうふうにかんがえるかというところは、もう少し検討したものを業界からも出してもらいたいし、また、私どもも一緒になってそういう、多少とも計画的なスケジュールというものをやはり考へなければならぬのではないだろうか、そういう問題の意識は私どもも御指摘のように持っております。

○大矢正君 大臣、この法律の目的というものが第一条に書かれていまして、私は考へてみまして、この中の一節にありますが「生産技術の向上及び生産の合理化を促進すること」ということが主眼であったといたしますれば、これは先端技術の開発にとどまらず、全体の問題が私は含まれてしかるべきだと思ふのであります。この中で特に取り上げられたものは何かと言へば、私はそれはわが国の技術の水準なり、それからそこから生まれてくるであろう製品なり、その製品の能力なり、あるいはその製品の持つ特色なりというものがまだまだ諸外国に比較して技術的に低い水準にあるんだと、全体を含めて。だからこういうことをやって先端技術の開発に取り組んでいかなければならぬんだと、特に技術や品質については、ライフサイクルというものが非常に短くなってくるから、なおさらそういうことをやらなければならぬのだと、こういうことの本来的がこの法律にあるのではないだろうか。ところがこの法律のどこにも、たとえばかつては貿易の自由化あるいは資本の自由化、すなわち経済の国際的な開放体制の中にあつて、技術面においてもそれに耐え得ることを目的とするというふうなことがしばしばいままで行われていたわけだ。ところがこの中にはそれが一つも入っていない。国民経済に寄与する云々、国民経済に寄与するということになれば、まだまだ幅の広い問題であつて、この種のようなふうに限定するべき内容のものではない。これは特定のことで、すなわち、字句に書いてあるとおり特定の電子工業、機械工業です。特定するとすれば何があるかということにな

れば、結局のところ諸外国との比較において技術水準がまだまだ劣っているとか、いろんな問題が私はあると思うんです。そこら辺がこの法律の目的にあつていないというところはまことに遺憾であつて、もしそれを書けば、電算機のようなものについてはある程度年次別な計画をつくつて、いつごろまでには技術水準が国際水準に達する、と、よつてその時期にはある程度自由化、これは物の面においても資本の面においても、自由化をしなければならぬというふうに、この議論を展開していくとそういうふうになるから、あえてこの中でうたわなかつたのではないかと、あえてこの私自身はそういう解釈をするのであります。これはお尋ねをしますが、この中における特定という意味はどういう意味なのか。たとえば前に法律があつた。それには、ただ電子工業あるいは機械工業の振興と、こう書いてあつた。その範囲をただ単に狭めるだけだから特定としたのか、ほかに何か目的があつて特定としたのか、この際ひとつお答えをいただきたいと思ふのです。

○政府委員(赤澤一君) 法律の条文に關係をいたしますので私からまずお答えを申し上げたいと思ひます。

従来続けてまいりました、いわゆる電振法並びに機械振法によりまして、過去十数年間にわたりまして機械工業並びに電子工業の生産の合理化、それから技術の向上が非常に力強く行なわれてまいつたのでございます。私も考えますに、やつぱり従来行なわれてきましたのと比べて、今後の電子工業、今後の機械工業というものの進むべき道は、従来と違つて、実質的に非常に変わつたものになるのではないかと、こういうことが、先般ここでまた御質疑に際してお答え申し上げましたような産業構造審議会の答申にも強くあらわれております。こういうような機械工業を取り巻きますいろいろな環境並びに機械工業に対する経済、社会全般の需要、ニーズといひますが、そういったものの変化に対応できるような機械工業、電子工業でなければならぬ。こういった意味から

考えてまいりますと、ただ品種とか機種とかというものを狭めていくといひますが、しほりをはけるといふ意味もございまして、それからさらに一歩を出まして、いわゆる電機一体のもの、あるいは機械工業それ自身におきましても、需要のほうから、必要性のほうからきまします特別な角度から判定をする機械、たとえばこの第三条にも書いてありますような安全問題あるいは公害の問題等々、新しい角度から機械といふものがその需要に應ずるような体制を整えていかなければならない。そういった意味で特定をする。こういったのがこの趣旨でございまして、電子につきましても従来行なつてまいりましたような研究開発あるいは生産の合理化以上に、今度は機械と一つのシステムを組んだ電子工業にも着目をしてまいらなければならぬわけでございます。そういった意味で、私も従来は機械工業、電子工業、この全体の基盤を高めるという事柄をも踏まえながらですが、いま申し上げましたような新しいニーズに、応じ、新しい世界の進展に、また国民生活の向上からくる必要性に、機械工業、電子工業の中でも特に必要なるものを抜き出して、今後の施策の重点としてまいりたい。こういう意味で「特定」といふことばを第一条でも使ひ、また法案の表題にも書いてある、こういう趣旨でござい

○大矢正君 だいが考え方が違ひますが、議論をしてもしかたがないことであります。時間が三十分と限定されておりますから、最後にお尋ねをいたしますが、従来の法律は電振法であり機械法である。今度はそれを一本にした。一本にした理由の一つは、電機一体化といふことが現実の問題となり課題となつてゐるがゆゑに、これは別個の法律よりは一本のほうがいいといふこともあるでございまして、まあ差し示す方向がそれぞれ似てゐるという面があるといふような、いろいろの面があると思ふのであります。この特定といふことをつけた限りは、従来の電振法あるいは電振法に比較をして、政令で指定される業種なりあるいは機種なりというものが、かなりしほられて数の上において少なくなる。こういう解釈をして差しつかえございせんか。

○政府委員(赤澤一君) 現実の問題といたしましては、私は数の上では少し少なくなるだろうと思ひます。ただ考え方として、従来の両方の運用によりまして、ある程度その成果をあげたもの、こういったものについては、これはやはり今後は指定をしないといふことになると思ひます。と同時に、新しくまたこれから先生まれようとしてくるもの、いま申し上げましたような安全、公害あるいは電機一体的なもの、こういったものを新たに追加をしてまいりたいと思ひます。そういう面でも数の上で必ずしも大幅に減るといふ感じはございせんが、いわば大幅に見直しをし、組みかえてまいりたい。その結果、数としては若干減少を予想されるのではないかと、こういうような考え方をいま持つております。

○大矢正君 私は過日の委員会におきまして、この種の業種ないしは機種の選定にあつては、極力これを縮小すべきであるという主張を申し上げました。その理由とするところは、この法律の中にもありますとおり、指示カルテルを行なうといふことが氣になるからであります。すなわちその指示カルテルなるものは、ある意味においては合理化を促進する面も持つておりますが、反面においては合理化を阻害する要因になる場合も往々にしてあるわけでありまして、だからこそ中小企業庁等においても、最近ではカルテルを漸次縮小しなさいといふ、数を減らさなさいといふ考え方が出ておるわけだけども、その意味においては、私はこれはもちろん新しく指定をされるもの、増加をされるもの、あるいはまた逆に指定を取り消されるもの等があつてしかるべきだと思ひますが、ただこの法律の項目の一つにありまして、税制面あるいは金融面からの助成といふことになりましますと、これからはすでに業種なり機種を製作するそれらの企業なり工場等におきましては、結局のところ税制上、金融上の有利な立場と

いうものがなくなるわけですね、政令指定から取り消されることによつて。そのことがそれらの業種なりあるいは企業なりに多大の影響を及ぼすといふことは、これは好ましいことではないのではないかと。したがつてそういう面においては、なるほどこの法律は、特定されたものがその種の政策的な恩恵に浴すべきではもちろんあるけれども、そういう除外された、あるいは指定を取り消された、あるいは今度新しく指定されない業種なり機種に影響を与えないように、最善の税制上、金融上の措置を別途私は行政的に考慮すべきではないかといふことを強く希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員(川上為治君) 他に御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(川上為治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もございませんから、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

○委員(川上為治君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員(川上為治君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(川上為治君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。

○委員長(川上為治君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大矢正君 中小企業庁の長官にお尋ねをいたしますが、中小企業が金融を受ける際に、先に保証協会から保証を取りつけておいて、みずからそれぞれの金融機関を歩いて金を借りるというやり方と、それからそうではなくて、自分は保証協会にあてていくが、あなたのところで金を貸してくれるかというのをまず確認して、それから保証協会に行つて保証してもらふ方法、いろいろあると思うのですが、そこで私がいろいろ話を聞いてみますと、現実には保証協会から保証は受けておるのだが、実際に窓口をあけてくれる金融機関がない。こういうことはあり得ないことですか、どうでしょうか。

○政府委員(吉光久君) 普通に考えますればあり得ないことであると思うわけでございます。理由は、お話し申し上げるまでもないと思うわけでございますけれども、銀行にリスクが起きましたら、そのリスクは一〇〇%保証協会が引き受けるということでございます。銀行は何にも要するに損にはならないわけでございますので、あり得ないわけだと思つてございまして。ただ、資金需給が極度に逼迫しておる、その他の事情によつて、要するに、相手を選別すると申しますより、需給逼迫が極度にあるというふうな段階におきましては、あるいは起り得る場合もあり得る、銀行のリスクの問題を離れまして起り得る問題もあり得る、こういうふうに考えます。

○大矢正君 全くあなたの言われるとおりでありまして、この法律がねらっている、そういうリスクをどうやって国とあるいは地方自治体も参加をし、保証協会を通して保証をしてやるかということとがねらいでありますから、その意味ではあなたのおっしゃるところと、ところが現実には、保証協会から先に保証を取りつけてきても、金融面から押えられるという現象がしばしばあるのですよ、これは残念ながら。ですから、もう一歩突き進ん

で、これは根本問題にも触れることであつて、中小企業に対する金融政策をどうするかという基本問題にも触れるのであります。私は、まずそういう面における配慮をやはり今後とも積極的に進めたいというところを一つまず希望したいと思つております。

それから次に、私が三年ほど前に一回お尋ねをして、資料として提出してもらつたものであります。私の手元に昭和四十三年の三月一日現在における保証料率が五十一の協会全部についてございまして、そのときの内容から見ますと、四厘未満の保証料の協会が十四、それから四厘から四厘五毛までの三十三、それから四厘五毛から四厘九毛までの四協会、合わせて五十一協会、こういうふうになつておりましたが、当時から保証料の問題につきましては、極力これを引き下げるように、そしてまた、ある程度平準化できるように、中小企業庁としても積極的に指導すべきでないかというところを言つたつもりであります。現状は具体的にどうなつておるのかお答えを願ひたい。

○政府委員(吉光久君) 四十六年二月一日現在につきまして、いまの協会数でまずお答え申し上げます。現在四厘五毛という協会はゼロでございます。先ほど四厘三毛、四厘四毛という数字を指摘されましたが、現在四厘五毛というものはゼロでございます。現在の最高は四厘二毛七厘でございます。それから四厘四厘五厘というものが十ございまして、それから四厘をこえまして最高四厘二毛七厘までのものが六、合わせて五十一協会でございます。それから四厘未満のものが現在三十五ございまして、合わせて五十一協会でございます。

○大矢正君 幸いにして保証料率が逐次引き下げられておりますことはけっこうなことでありまして、なお一そのひとつ努力を願ひたいと思ひます。

それから次に、ごく最近これは新聞に出たことでありまして、これは東京都と千葉県、埼玉県、神

奈川県、一都三県の代位弁済の状況が先日新聞に載つておりました。これによりまして、昨年の後半と申しますか、下半期から本年にかけて非常に不景気で、本来的には代位弁済が増加してもふしぎではないにもかかわらず、むしろ代位弁済は減少しておる。これは私は大蔵省が見るとまことにいいことだと思つておりますが、しかし実際に中小企業の政策をみれば通産省としては、必ずしもいいと言つて喜んでおられないことがあつたのではないかと感じます。むしろ代位弁済の減少はなかるうかという感じがするわけであります。むしろ私は今日のような不景気の状態の中に比較をして比率がふえることの方が中小企業の救済に役立つという、役立つのではないかと、私はこう思つております。どうもそういう東京周辺の一部分の内容であります。保証協会の保証を中小企業庁あたりが、あるいは保険公庫も含めてでしようが、きびしく選択をして、比較的その貸し倒れのないような優良な中小企業にしか保証を与えないというようなことが現に行なわれてゐるのではないかと、この結果から見るとそういう気がしてならないのであります。いかがでしようか。

○政府委員(吉光久君) すでに御承知のとおり昭和四十一年ごろに付保いたしましたものにつきまして、四十二年、四十三年と——四十三年がピークでありますけれども——代位弁済が非常にふえてございまして、したがっていま、この四十二年、四十三年当時の付保案件につきまして、特にこういう赤字財政を生じた関係上、いわゆる適正保証あるいは適正代弁といふことが一部動きとしてあつたわけでございまして、これはたとえば銀行が自分ですぐにも中小企業者のほうからは取れないものといふふうなきめてしまひまして、安易に保証協会のほうに代弁を要求する、むしろ中小企業の実情に応じて返済猶予その他の措置をとれないかと、これが実は適正代弁についての指導であつたわけでございまして、——というよう

な指導、あるいはまた銀行サイドから当時、四十一年の暮れから四十一年にかけて、いささか金融が緩慢であつたという時期に、積極的にむしろ保証をつけた上で借りないかというふうな動きも當時あつたやに聞いております。そのころのしわざが四十二年を是しりにいたしまして四十三年をピークとする保険財政の大幅な赤字になつたといふことはございまして、そういうふうな赤字財政を前提にいたしまして、あるいは当時そういうふうな意味で、私ども適正保証、適正代弁といふようなことで指導をいたしておりましたものに一部行き過ぎがあつたという面、これは私も否定できないのではないであらうかと思つてございまして、けれども、現在代弁率で出ておりますのは、御承知のように、これは付保いたしましたから二年ないし三年後に代弁率が出てまいりましてからでございます。したがっていま、当時の付保の、契約されたものについてそういうふうな具体的な数字が出ておるのであらうかと思つてございまして、けれども、特に最近におきまして保証協会の付保状況を見ても、実は非常に伸び率が高まっております。特に昨年の秋から非常に保証の伸び率が高まっております。おそろしくこの三月ぐらいになりまして前年同期に比べて三割以上の伸びというふうな実績になるのではないかと申しております。いまの代弁率で出ておる場合もあつたといふふうなことも申し上げざるを得ないと思ひますけれども、いまの保証の伸び率といふふうな点から見ますと、選別が現在特にきびしくなつておるというふうには判断をいたしてないわけでございまして、特に選別をきびしくするといふふうなことがあつたとすれば、実は御指摘にもございまして、この制度の趣旨にも反するといふふうなことになるわけでございまして、よくよく注意をいたしてまいりたいと思つております。

○大矢正君 与党の理事から質問を早くやめろとさつきから催促があるから、端的にお尋ねします

が、通産大臣、いま私がこれから聞こうと思うことの半分ぐらいはしゃべったので、だいたい長くなったように感じても、公庫の資本の推移をずっと見ますと、たとえ四十二年度でいけば、決算において四十三億六千万円の赤字が出ています。それから四十四年度は五十九億の赤字が出ています。四十五年度は七億八千万円の赤字が出ています。四十六年度は五億の赤字が出ています。ところが四十六年度は五億の赤字になってあらわれているわけです。これは一体何を意味しているかと言え、結局のところ、貸倒れの危険性のあるものは極力貸さないように、保証しないようにやってきた結果がこうなっているわけですよ。一年間に五十億や六十億程度中小企業のために貸し倒れになることは、私は今日の国の財政から見たら仕方ないことじゃないかと思う。それを、だれが指導しているか知らぬが、四十六年度は、とにかく五十億も赤が出ていたのを、これを逆に五億の黒字にしようというのでありますから、これからの保証というものはますますきびしさが加わってくるのじゃないかと思ひますけれども、大臣の見解を承っておきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど来中小企業庁長官がお答え申し上げましたことは決して間違ひではございませんので、大矢委員の言われましたようなことも実は私自身が過去何年かの間に一度ならず経験いたしております。やはり先ほど長官が御説明申し上げましたように、四十二年ころの保険準備金の損失というのを相当関係者が深刻な事態に考え、そして四十三年にもそれは増大し、四十四年にもまだ三十億の赤字でございまして、これをまあ何とかして信用を回復しなければならぬというところから、一般会計で二十五億、四十億、四十六年度も四十億でございまして、そういう金をつぎ込んでいった、それで、まずいつときございまして信用の危機というものを乗り切った。これはまあこういう制度

としては私はその面から見ればいたし方のないことであつたらうと思ひますもの、そのときに世の中が受けました印象というものは、実際なかなか直りません。代位弁済もスムーズにいきません、窓口の金融機関も、かりにたとえ保証はありましても、その金をすぐ払ってもらえないということになれば貸し渋るということにも自然なるわけがございまして、そういうことが過去何年か、私比較的最近までやっぱり地方によつてはあつたというところは、理由のいかんを問はず、これは事実であつたらうと思ひます。私自身もそういうことを個人的に体験をいたしておりますが、ここにまいりまして、これは先日、中小企業庁長官ばかりでなく、財政当局の政府委員もどこかでお答えをいたしておりましたが、いまそういう問題はなくなりまして、四十二年ころの危機は解消したというふうな考えますというのを申し上げておりましたから、ここで運営がもう一度正常な姿に返る、もう返つてもいいでしょう、信用を回復したものと考へております。

なお、この四十六年度の五億の黒字、これは責任準備金に入れるための黒字だそうでございまして、こういう制度というもので政府がもうけるというふうなことはもとよりもつてのほかでございまして、それから非常に大きな赤字を出すということも制度の将来のためにこれは考へなければならぬこととございまして、どちらかといえ、御指摘のように、この会計の健全を第一に考へるといふことよりは、これも大事でございまして、けれども、こういう制度が経済としての金融を補完するといふことばかりではなく、社会全体の安全弁として働いておる、また活用すれば非常に働ける制度でございまして、その制度の本来の趣旨というものをやはり第一に考へて運用をしていくべきではないかというのが私の考へでござい

ものがあつて、その中で金を借りるということとはちろんこれは行なわれていることではあります、さらに大きな規模において中小企業に資金を融通するといふ道は、この信用保証制度というものが、すなわちこの信用補完制度というものが存在することだと思ひます。したがつて、そういう面においてはひとつ政府も積極的に取り組んでもらいたいと思ひます。私は、官澤大臣が大蔵省出身だから、大臣が通産大臣になられたらもうとと案にいくのではないかと、うまくいくじゃないかと思つたら、ますます締めつけられて信用の保証が得られなくなるといふようなことでは非常に遺憾なので、ひとつぜひ考へてもらいたいと思ひます。

最後に、いま御存じのとおり、五十一の協会があるといふことは、裏を返して言いますと、都道府県のほかに、別個に市において市独自の保証協会があるといふことであります。これはこちらからいけば、たとえば神奈川県という保証協会があつて、横浜があり、川崎がある、あるいは愛知県保証協会があつて名古屋の保証協会がある、あるいは岐阜県があつて、あそこにもまた保証協会が市としてあるといふふうに、県と市がそれぞれ別個に保証協会を持つておるということ自身ではないかという感じがいたしますが、上において行政上統合させるようなことも、もちろんそれぞれが自主性を持つて発足した歴史がありまして、簡単にはいかぬと思ひますが、統合するような考へ方があるかどうかということが第一点。

第二点は、これは保証協会というものは、本来的に地方の自治体が主体となつて法律に基づいて設立をされるわけでありまして、しかし、よく考へてみますと、この種の内容というものは地方自治体がそのかなりの部分の責任を負う、もちろん七割なり八割の補率で再保険されるわけでありまして、それが国の関連をする保険公庫に結びついてはまいりまして、どうも考へてみまして、私は保証協会のようなものは本来的に、たとえ

とえばいまあるものといひますれば、信用保証の公庫自身がこの種の問題を扱うべきものではないかろうかという実感を感じてならないのです。片一方で保証料率、片一方で保険料率というように、重複した形における機構なりその運用状況というものは、必ずしも中小企業にとつてプラスになつていないのではないかと感じます。この種のものは国の一つの機関に統合するほうが、いま直ちにやなくて、将来的には好ましいのではないかと思ひますが、それに対する考へ方、二点をお伺いをして私の質問を終わります。

○政府委員(吉光久君) まず第一に、市と県と重複してございまして、御指摘のようによいと思ひます。御承知のように、信用保証協会は非常に歴史的にいろいろの事情をもつて生まれておりまして、一番古いもので東京都が昭和十二年、あるいは続いて京都府が昭和十三年、さらに大阪府が昭和十七年といふふうに、それぞれの地方の状況によりまして設立され、そしてまた戦後いろいろと設立されてまいつたわけがございまして、そういう意味から、実は最初に信用保証協会法が成立いたしました段階におきまして、先ほどおあげになりました五つの市につきましてすでに信用保証協会が成立いたしておたわけがございまして、したがひまして、その市の保証協会と県の保証協会の関係が、たとえばそれが規模の利益を追求するためでも、非常に不合理であるといふような御指摘であるかと思ひますが、ございまして、大体市と県と両保証協会は足並みをそろえようと申しました五つの市といふのは、いずれも四厘以下でございまして、三厘八毛程度のところが最高かと思ひますけれども、そういう意味でお互いにそこあたりにつきましての相談をしながら、現実の問題としては保証事務を処理いたしておるようでございまして、何ぶん長年の歴史と伝統を持つてまいつておりますだけに、これをいまして一本化するといふふう

なことは非常にむずかしい事情があるかと思うわけでございます。現実には地元の中小企業者の話を聞きまして、二つあるから困るというふうな意見は私どものほうには入っていないわけでございます。そういう意味では長い将来の問題といたしまして、ここらでどうあつたらいいかという問題につきましてはさらに別途検討いたしますといたしまして、現状におきましていま直ちに具体的にこういう弊害があるからどうというふうな問題も起こつておられないわけでございます。で、むしろ積極的に、同じ県に二つあります場合には、その二つの力を合わせてどう積極的に保証の努力をしていくかという方向に具体的な指導をさしていただきたいと思うわけでございます。

それからもう一つ、いまの保証協会がやはり地方自治との関係でいろいろと運営がまちまちになつてゐる点がある。むしろ保険公庫を核として保証協会の運営というものについて全国的に統一した方向で、機構面を含めて積極的な考え方ができないか、こういう御指摘であるかと思うわけでございます。けれども先ほどお答え申し上げましたような地方自治との関連というふうな問題がございまして、そこらでは保証協会の経営基盤その他につきまして、一部まちまちの段階に置いてゐるというふうな状況でございます。実は基本的にはいま御指摘の線、各保証協会の体質を積極的に均一化し、そうして保証料率その他につきまして、どの地域に住んでゐる中小企業者でも同じ料率の保証料率で同じ恩恵が受けられるというふうな方向で処理すべきことはいまさらお答え申し上げるまでもない自明のことであるかと思つてございまして。そういう意味で、実はいま全国的に基準の統一できるような要素のものにつきましては、たとえば統一保証基準でございますが、従来、実は各保証協会ごとに保証基準が異なつておりました。これを全国的に統一保証基準の中で損益の計算をするという意味で全国的統一保証基準をつくつたわけでございますけれども、そういう問題でございまして、あるいは定

款その他等につきまして統一できるものについては統一する方向で全国的の指導をやつてゐるわけでございます。さらに保証料率につきましても、特に経営基盤の弱体な保証協会につきましても、保険公庫の融資基金を積極的に活用いたしまして料率の引き下げにつとめてゐるところでございます。したがつていま、機構面の問題といたしましては、これはいますぐに保険公庫を核とした保証協会というふうな、そういうふうな全国統一的な運用というところは、現状におきましてはちよつとまだ困難でございますけれども、実質をそれに近い形に一步一步近づけてまいりたい、このように考えてゐるところでございます。

○上林繁次郎君 大臣の許された時間、もう幾らもないようですから急いで二、三お伺ひしたいと思ひます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、これの一つの大きなねらいは公害防止保険の創設、こういうことになつてゐるのか、改正をして、こういう法律をつくつてというのか、改正をして、中小企業の公害防止対策を進めていく、容易にしていこうというねらいでございまして、それができたら、そうすると、これはやはり法律的にこれが利用されなければならぬ、こう思ふのです。そういう立場から、たとえば保証協会の体制の問題、こういう問題があるかと思ふのです。ということとは、たとえばいまもお話がありましたように、各県には保証協会というのがある。そこで私は公害の問題にだけ一応限つてまいりますけれども、公害に対して防止対策を中小企業がやらなければならぬ。そこで、現在住んでゐる県から他県にまたがって移転をする場合がある。こういう場合に、それではどの県でこの保証はなされるのか、こういう問題が残つてくる、残つてくるのか、うしろも、今後そういう問題が発生していくと思ふのです。それらについてはどういふふうにか考へてゐるのか。これはいままであまりなかつた問題ではないか、こういう問題が今後起きてくると思ひますので、大臣から。

○上林繁次郎君 わかりました。

そこで、今度は中小企業の担保力の問題です。この中小企業の担保については、保証協会、銀行にしてもそうだけれども、非常に低く計算をするという傾向にあるんですね。そうすると、信用保証協会は、その趣旨から言つても、これはいわゆる時価といひますか、そういう見方で担保というものを考えていかなきゃならぬ、中小企業に対する担保を考えていかなきゃならぬ、こういうふうな思ふんです。それがいま逆行してゐるような傾向にある。中小企業の担保はどうしても低く見られてしまふ。この点についてどういふふうにお考えになつておられるのかですね。

○上林繁次郎君 大臣の許された時間、もう幾らもないようですから急いで二、三お伺ひしたいと思ひます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、これの一つの大きなねらいは公害防止保険の創設、こういうことになつてゐるのか、改正をして、こういう法律をつくつてというのか、改正をして、中小企業の公害防止対策を進めていく、容易にしていこうというねらいでございまして、それができたら、そうすると、これはやはり法律的にこれが利用されなければならぬ、こう思ふのです。そういう立場から、たとえば保証協会の体制の問題、こういう問題があるかと思ふのです。ということとは、たとえばいまもお話がありましたように、各県には保証協会というのがある。そこで私は公害の問題にだけ一応限つてまいりますけれども、公害に対して防止対策を中小企業がやらなければならぬ。そこで、現在住んでゐる県から他県にまたがって移転をする場合がある。こういう場合に、それではどの県でこの保証はなされるのか、こういう問題が残つてくる、残つてくるのか、うしろも、今後そういう問題が発生していくと思ふのです。それらについてはどういふふうにか考へてゐるのか。これはいままであまりなかつた問題ではないか、こういう問題が今後起きてくると思ひますので、大臣から。

○政府委員(吉光久君) 実は今般、日本共同証券株式会社解散をいたしまして、その残余財産をどう分配するかというときの御相談にあつたわけでございますが、したがつて、これは残余財産の一時的な運用の問題でございまして、それを共同証券財団で残余財産を引き受けまして、その引き受けましたもののおおむね半額に相当いたします九十五億円を中小企業者の融資を応援するために、各都道府県にございまして保証協会のほうに融資しようという、こういう話になつたわけでございます。したがつて、これだけの大きな融資につきましては、今回限りであるというふうな了解をいたしておりますが、ただ、さらにこれがまた果実を生むわけでございますから、したがつて、その果実の運用につきましては、またさらに保証協会のほうに運用してもら

○政府委員(吉光久君) 確かに御指摘のように中小企業者は一般的に担保力が弱いということでございます。したがつて、この保証の制度におきまして、御承知のように、特別小口というふうな、担保も要らなければ保証人も要らない、こういう特別小口の制度、あるいは無担保制度、担保なしという制度も併用してゐるところでございます。と同時に、特に担保を要します普通保証の場合にいたしまして、やはり中小企業者は担保力が弱いということを前提に置きますと、この保証制度が運用されなければならぬ、御指摘のとおりだと思つてございまして、現実の問題といたしまして、たとえば担保の評価の面におきまして、その評価額を十分に見るというふうなこと、これが普通の金融機関と異なつておる点であるかと思つてございまして、あるいはまた高順位抵当等につきまして、それについての担保設定を認めるというふうな、そういう点につきましては、一般の金融機関以上に、むしろ保証協会を設立いたしました意図に沿つて、担保についての運用もなされておる、またそうなるべきであるというふうな考へておられます。

これが問題であるということなんです。ですからその点を正していかないと、せっかく法律があつても、その恩恵をこうむる中小企業はごく少部分に限られてしまう。ただでさえ中小企業の担保力というものはないわけですから、乏しいんですから、ですからその辺のところを十分に指導する側が見ていかなければ、この法律の実をあげる事ができないんじゃないか、こういう心配のもとにお尋ねしているわけです。その点、十分にひとつ適切な指導を行なつていただきたいと思ひます。

最後に、先ほどから大矢委員のほうからいろいろと話がありましたけれども、金融機関が信用保証協会の保証があるにかかわらず、なかなか金を貸さぬ、こういうお話がございました。その点については私もそういうものを感じております。そこで、この金融機関の指定ということについては政令で定めるようになっておりますね、なりますね。そうしますと、その辺のところは私、問題じゃないかと思う。もともとこの法律自体が中小企業を守るといふ、そして法の力によつて中小企業を守り、発展させていくというねらいがあるわけですから、にもかかわらず、金融機関で政府のそういう意図が挫折されるような行為をとられた場合には、これは何の実も上がつてこない、こういうことが言えるわけですね、極端に言えば、ですから政令で指定するという金融機関、これはほよど吟味してかからなければならぬと思ひます。また基準を設けて、この基準に当てはめるといふような行き方、また、そういういままで話があつたような、矛盾した、法律に逆行するような金融機関があつた場合には、その金融機関に対してはどうするといふようなところまでいかない、ほんとうの実は私はあがらないのじゃないか、こういうふうに思ひますけれど、その点どうお考えですか。

○政府委員(吉光久君) 現在、法律におきまして限定列挙をされておつたわけでございますけれども、中小企業者が金を借ります金融機関の範囲が

だんだんと動いておるわけでございます。したがいまして、そういう動きに迅速に対応したいという意味で政令指定をお願いしたわけでございます。したがいまして、現在指定されております金融機関につきましては、これはすべてそのとおり指定するつもりでございますけれども、さしあつたりの問題といたしまして、実は御承知の信用組合というのがあるわけでございますが、信用組合の全国連合会から中小企業者が金を借りるといふ場合もふえてまいつております。したがいまして、政令で指定いたします最も現実的なのは、この信用組合連合会を指定していただきたいと思つておるところでございます。なお、これは一般的なたとえば銀行でございますれば、銀行法上の銀行といふふうに指定のしかたをいたすわけでございまして、個別的に具体的な名前のつきました何銀行、何銀行といふふうなことは、政令では指定いたさないつもりでございます。したがいまして、指定基準はそういう意味で中小企業者が利用する金融機関をできるだけ範囲広くこれに拾つてまいりたい、こういう考え方に立つてゐるわけでございまして、したがいまして具体的な問題につきまして、その銀行に非違があるといふような状況のようなものでございしますれば、私どももよく銀行局と相談いたしまして、銀行法上の監督処分あるいは行政措置、そういうふうな体系の中で、銀行局とよく相談しました上で処理していただく、こういう考え方でおるわけでございます。

○上林繁次郎君 けつこうです。

○委員長(川上為治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上為治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上為治君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(川上為治君) 全会一致と認めます。

よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上為治君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

次回は、三月二十六日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十一分散会